

公益財団法人高速道路調査会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高速道路調査会（以下「当法人」という。）定款第61条第3項の規定に基づき、賛助会員及びフェロー会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 当法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する個人及び団体は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(フェロー会員)

第3条 当法人の目的に賛同し、当法人の公益目的事業に協力する学識経験者は、会員登録を行い、理事長の確認を得て、フェロー会員となることができる。

(賛助会員入会手続き及び賛助会費)

第4条 新たに賛助会員になろうとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる会員種別の賛助会費を納入することとする所定の申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(1) 団体会員 10口以上（1口1万円）

(2) 個人会員 1口以上（1口1万円）

2 理事長は、前項の承認を行った場合、申込者に賛助会費の請求を行うものとする。

3 賛助会員は、入会后、毎年度賛助会費を納入しなければならない。

4 賛助会員から納入された賛助会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(フェロー会員入会手続き)

第5条 新たにフェロー会員になろうとする者は、所定の登録届出書を提出し、理事長の確認を得なければならない。

2 フェロー会員は会費の納入を必要としない。

(会員の特典)

第6条 会員は、次の各号に定める特典に関し、会員種別及び会費納入口数に応じた特典を受けることができる。

(1) 機関誌の無料配布

(2) 機関誌の割引購読

(3) 出版図書及び講習会等催し物の案内

(4) 出版図書購入価格割引

(5) 海外道路調査団参加費割引

(6) 講演会・講習会・研修・見学会参加費割引

(7) ハイウェイテクノフェア出展料割引

(8) 調査研究報告書等の貸出

2 第1項各号に規定する特典の詳細に関しては、別途理事長が定める。

(賛助会費の使途)

第7条 第4条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(賛助会員届出事項変更手続き)

第8条 賛助会員は、申込書記載事項に変更が生じた場合には、当法人に報告しなければならない。

2 賛助会員は、賛助会費を変更しようとする場合、原則として前年度の2月末日までに所定の申込書を提出しなければならない。

(フェロー会員届出事項変更手続き)

第9条 フェロー会員は、登録届出書記載事項に変更が生じた場合には、当法人に報告をしなければならない。

(賛助会員の資格喪失等)

第10条 賛助会員は次の各号に該当する場合、賛助会員資格を失う。

(1) 退会の届出があったとき

(2) 会費の払い込みを引き続いて3年間行わなかったとき

(3) 団体会員である法人が解散又は廃業したとき

(4) 個人会員が死亡したとき

(5) 理事会が決議したとき

2 賛助会員は次の各号に該当する場合、賛助会員資格を停止する。

(1) 休会の申出があったとき

(2) 会費の払い込みを1年間行わなかったとき

3 前2項の規定により退会又は休会した賛助会員が納入した年会費については、これを返還しない。

(フェロー会員の資格喪失)

第11条 フェロー会員は次の各号に該当する場合、フェロー会員資格を失う。

(1) 登録解除の届出があったとき

(2) 本人が死亡したとき

(3) 理事会が決議したとき

(会員退会手続き)

第12条 会員は、退会届を当法人に提出することにより、いつでも会員を退会できる。

(規程の改正)

第13条 この規程は、必要と認められた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第14条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人高速道路調査会会員規程（平成21年4月1日規程第1号）は廃止する。

附則（イ）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。